

11月5日(木)から
スタート!

住民票、印鑑登録証明書、マイナンバーカードに 旧姓(旧氏)が併記できます!

問い合わせ 市民課 市民係(☎内線303・304)

住民基本台帳法施行令などの一部改正および印鑑登録事務処理要領の一部改正が11月5日から施行されることに伴い、住民票、印鑑登録証明書、マイナンバーカード(通知カード)に旧氏を記載することができるようになりました。

旧氏とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。



旧姓(旧氏)を併記するには?

STEP 1

旧姓(旧氏)が記載された戸籍謄本などを用意しましょう。

※戸籍謄本は、本籍地の市区町村の窓口か郵送で請求してください。



STEP 2

用意した戸籍謄本などとマイナンバーカード(通知カード)を持って、太宰府市役所へ来庁してください。



旧姓併記についての Q&A

Q

旧姓としては、どのようなものを併記できますか。

A

旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記することができます(その際、マイナンバーカード又は通知カードを併せて提出し、同時に併記する必要があります。)

なお、引越して他の市区町村へ転入した場合、住民票等に併記されている旧姓は引き継がれます。

Q

住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか。

A

住民票では、旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または氏的一方のみを表示することはできません。



旧姓を併記するときは現在の氏と旧姓の両方が必ず表示されるよ!

Q

旧姓併記の請求の際、旧姓を証明する資料として戸籍謄本等が必要とのことですが、住民票等に併記する旧姓が記載されているものが一通あればよいのでしょうか。

A

旧姓を併記したい場合は、当該旧姓の記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等が必要となります。

